

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

かつらぎ町は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な処置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

和歌山県かつらぎ町長

公表日

令和4年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務			
②事務の概要	後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、後期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等に関する事務を行うものである。また、後期高齢者保険事業に要する費用に充てるため、後期高齢者医療広域連合において保険料を設定および賦課し、保険料は市町村が徴収し、後期高齢者医療広域連合に納付する。 後期高齢者医療保険の適正かつ効率的な運営のため、高齢者の医療の確保に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で使用している。 ア）被保険者に係る申請等（申請、届出または申出）の受理、申請等に係る事実審査又は申請に関する事務 イ）被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証または特別療養証明書の交付・再交付・返還に関する事務 ウ）保険給付に関する事務 エ）保険医療機関等への一部負担金に係る措置 オ）保険料の賦課・徴収に関する事務 なお、他の市区町村への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続し、中間サーバー、情報提供ネットワークを利用し事務を行う。			
③システムの名称	1. 後期高齢者医療保険システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 口座システム 5. 統合宛名システム 6. 中間サーバー・ソフトウェア			
2. 特定個人情報ファイル名				
(1)後期高齢者医療保険システムファイル (2)収納管理システムファイル (3)口座システムファイル (4)宛名管理ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第59項			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の80、82、83の項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	健康推進課			
②所属長の役職名	健康推進課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	総務課 〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地	電話0736-22-0300(代)		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	総務課 〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地	電話0736-22-0300(代)		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I. 5. ② 所属長	やすらぎ対策課長 和田 光人	やすらぎ対策課長 前岡 眞也	事後	
平成30年4月1日	I. 5. ① 部署	やすらぎ対策課	健康推進課	事後	
平成30年4月1日	I. 5. ② 所属長	やすらぎ対策課長 前岡 眞也	健康推進課長 宮本 勝人	事後	
令和1年6月1日	I. 5. ② 所属長の役職名	健康推進課長 宮本 勝人	健康推進課長	事後	様式変更のため
令和1年6月1日	II. 1. いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	II. 2. いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	IV. リスク対策	なし	リスク対策の追加	事後	様式変更のため
令和1年11月1日	II. 1. いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	
令和1年11月1日	II. 2. いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	
令和4年3月10日	II. 1. いつ時点の計数か	令和元年11月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	評価の再実施による変更
令和4年3月10日	II. 2. いつ時点の計数か	令和元年11月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	評価の再実施による変更
令和4年3月10日	I. 1. ② 事務の概要	オ) 保険料の徴収に関する事務	オ) 保険料の賦課・徴収に関する事務	事後	
令和4年3月10日	I. 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一59項	番号法第9条第1項、別表第一 第59項	事後	
令和4年3月10日	I. 4. ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(3、4、5、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄(事務)が「後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(80、81、82の項)	番号法第19条第8号、別表第二の80、82、83の項	事前	R4年6月予定のデータ標準レイアウト改版対応のため